

平成 28 年 1 月 29 日

「不当景品類及び不当表示防止法施行規則」及び「不当景品類及び不当表示防止法第 8 条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方」の成案公表について

消費者庁は、本日、「不当景品類及び不当表示防止法施行規則」及び「不当景品類及び不当表示防止法第 8 条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方」の成案を公表します。

1 概要

不当な表示による顧客の誘引を防止するため、平成 26 年 11 月 19 日、第 187 回国会において、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）に不当な表示をした事業者に課徴金を課す制度を導入する「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます。）が成立し、同月 27 日に公布されました。改正法は、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。

この施行に当たり、消費者庁は、本日、「不当景品類及び不当表示防止法施行規則」（以下「本規則」といいます。別紙 1 参照）及び「不当景品類及び不当表示防止法第 8 条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方」（以下「本考え方」といいます。別紙 2 参照）の成案を公表します。

本規則及び本考え方の概要は下記 2 及び 3 のとおりです。

2 本規則

本規則は、従前の景品表示法の関係内閣府令（下表参照）と同様の規定を設けることにより景品表示法の関係内閣府令を一元化するとともに（従前の景品表示法の関係内閣府令は本規則施行日に廃止）、課徴金対象行為に該当する事実の報告方法及び返金措置に関する計画の認定申請に係る手続の詳細等を定めるものです。

番号	従前の景品表示法の関係内閣府令（本規則施行日に廃止）
1	不当景品類及び不当表示防止法第五条第一項の規定による公聴会に関する内閣府令（昭和 37 年公正取引委員会規則第 2 号）
2	不当景品類及び不当表示防止法第十一条の規定による協定又は規約の認定の申請等に関する内閣府令（昭和 37 年公正取引委員会規則第 4 号）
3	不当景品類及び不当表示防止法第四条第二項の規定による資料の提出要求の手続に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 51 号）
4	不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（平成 21 年内閣府令第 53 号）

本規則は、平成 28 年 2 月 5 日に公布され、改正法の施行日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行されます。

3 本考え方

本考え方は、課徴金額の算定方法、「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否か等についての考え方を示すものです。

4 パブリックコメント手続

消費者庁は、本規則及び本考え方の案について、広く一般の御意見を求めるため、平成 27 年 11 月 25 日から 12 月 24 日までの間、パブリックコメント手続を行いました。

寄せられた御意見（本規則については 12 件、本考え方については 123 件）の概要と御意見に対する考え方等は、別紙 3 のとおりです。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課

担当者：朝夷、小林、安齋、村松

電 話：03-3507-8800（代表）

（内線 2060、2116、2106、2131）